

いちよしファンドラップ投資一任契約約款の改定について

2024年2月26日改定
いちよし証券株式会社

投資一任契約約款第8条第3項に基づき、以下の約款変更を行います。

【投資一任契約約款】

(下線部分変更)

新	旧
<p>第11条 (運用等に関する指定事項) お客様は、当社所定の方法により、次に掲げる事項を行うことができます。</p> <p>①～④ (現行のとおり)</p> <p>2. ①前項に係る処理日は、増額 (追加入金) に伴う運用開始日、減額 (一部解約) に伴う換金開始日、運用モデル変更日とします。これらの日は、<u>当社が所定の申込書を受領した日</u>から起算して5～10営業日以内の日をお客様にご指定いただきます。なお、<u>これらの日が国内金融商品取引所の休日または組入投資信託の申込不可日のいずれかに該当する場合は、当該日以降に最初に到来する営業日に繰り越すものとします。</u>増額 (自動増額) については、第1項②の定めに従います。</p> <p>② (現行のとおり) ③ (現行のとおり) ④ (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり)</p>	<p>第11条 (運用等に関する指定事項) お客様は、当社所定の方法により、次に掲げる事項を行うことができます。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>2. ①前項に係る処理日は、増額 (追加入金) に伴う運用開始日、減額 (一部解約) に伴う換金開始日、運用モデル変更日とします。これらの日は、<u>申込日から起算して5～10営業日以内の日を契約変更申込書においてお客様にご指定いただきます。</u>なお、<u>休業日は指定できません。</u>また、<u>契約変更申込書において指定された増額 (追加入金) に伴う運用開始日、減額 (一部解約) に伴う換金開始日、運用モデル変更日が契約変更申込書提出後に休業となった場合には、当該休業日以降に最初に到来する営業日に繰り越すものとします。</u>増額 (自動増額) については、第1項②の定めに従います。</p> <p>② (省 略) ③ (省 略) ④ (省 略)</p> <p>3. (省 略) 4. (省 略)</p>